

車検証の交付申請時に書面を確認すること。

注：「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

#### 1 用途区分通達 4 - 1 - 1 の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
救急車	<p>国、地方自治体又は医療機関等において救急業務のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、地方自治体が、傷病者の応急手当のための出動に使用する二輪自動車にあっては、4を満足していればよい。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 車室には、傷病者の搬送のための専用の寝台又は担架及びその担架を固定するための設備を有すること。</li><li>2 車室には、傷病者の応急手当に必要な資器材を収納できる構造を有すること。</li><li>3 寝台又は担架は、傷病者を十分収容できる面積を有すること。</li><li>4 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li></ol>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであること若しくは当該自動車の使用者が公安委員会に届出たものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li></ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
消防車	<p>消防機関又はその他の者が消防又は防災のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 消防又は防災の諸活動（以下「消防活動等」という。）に必要な次の各号に掲げる設備を有すること。</p> <p>ア 消防活動等に従事する要員を輸送するための乗車装置を有すること。</p> <p>イ 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p> <p>2 消防活動等のために必要な次の各号に掲げるいずれか1つの設備を有すること。なお、これらの設備の専用の設置場所を有する場合には、これらの設備は取り外すことができる構造でもよい。</p> <p>ア 消火のための水等を吸入し吐出することができるポンプ機能を有し、かつ、これに付随するホース等の設備又はこれを積載する専用の装備を有すること。</p> <p>イ 消火のための水等を収納するタンク等の容器を有すること。</p> <p>ウ 消防活動等に使用する機材を有すること。</p> <p>エ 消防活動等の指揮、消防思想の普及及び宣伝又は防災等のための設備を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであること若しくは当該自動車の使用者が公安委員会に届出たものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> <li>・ 消火水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定するものとする。</li> <li>・ 乗車定員10人以下の場合には、最大積載量の有無に係わらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
警察車	<p>警察庁又は都道府県警察において使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査、交通取締等警察の職務遂行に必要な特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> <li>・職務遂行に必要な放水装置を備えた自動車であって、放水する水等を収納するためのタンク状の容器は、積載量として算定するものとする。        なお、乗車定員10人以下の場合は、放水する水等の積載量の有無にかかわらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
臓器移植用 緊急輸送車	<p>医療機関において死体から摘出された臓器、臓器摘出のための医師又は臓器摘出に必要な器材の輸送に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 臓器の摘出に必要な器材又は摘出した臓器の収納容器を搭載する場所を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> <li>3 臓器の摘出に必要な器材又は摘出した臓器の収納容器を搭載する場所を有すること。</li> <li>4 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> <li>・ 最大積載量は算定しないものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
保線作業車	<p>線路又は軌道上の復旧作業若しくは応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 線路又は軌道上の復旧作業又は応急作業に必要な資機材を収納する棚等の設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検察庁車	<p>             検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査に使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。           </p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪捜査に必要な特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式及び着脱式のものを除く。）及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
緊急警備車	<p>刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のために必要な特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
防衛省車	<p>自衛隊において使用する自動車のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用活動等のために必要な特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電波監視車	<p>総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不法に開設された無線局の探査等のために必要な受信装置、アンテナ等の特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
公共応急作業車	<p>電気事業、ガス事業、水防機関、道路管理、電気通信事業その他公益事業を行う者において、公益事業における危険の防止及び公益を確保するため、応急作業のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 電気、ガス、水防、道路管理、電気通信等の応急作業に必要な資機材を収納する設備を有すること。  ただし、道路管理者が使用する自動車であって、道路における危険を防止するために使用する自動車にあつては、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に必要な設備を備えていればよい。</p> <p>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
護送車	<p>法務省、検察庁、警察庁及び都道府県警察等において使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 護送任務を遂行するために必要な特種な設備を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
血液輸送車	<p>保存血液を販売する者が、保存血液の緊急運搬に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 血液の収納容器を搭載する場所を有すること。</li> <li>2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> <li>・ 最大積載量は算定しないものとする。</li> </ul>

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
交通事故調査用緊急車	<p>交通事故調査分析センターが、道路交通法第108条の14に定める事業遂行のための事故例調査に使用する自動車であって、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。</li> </ul>